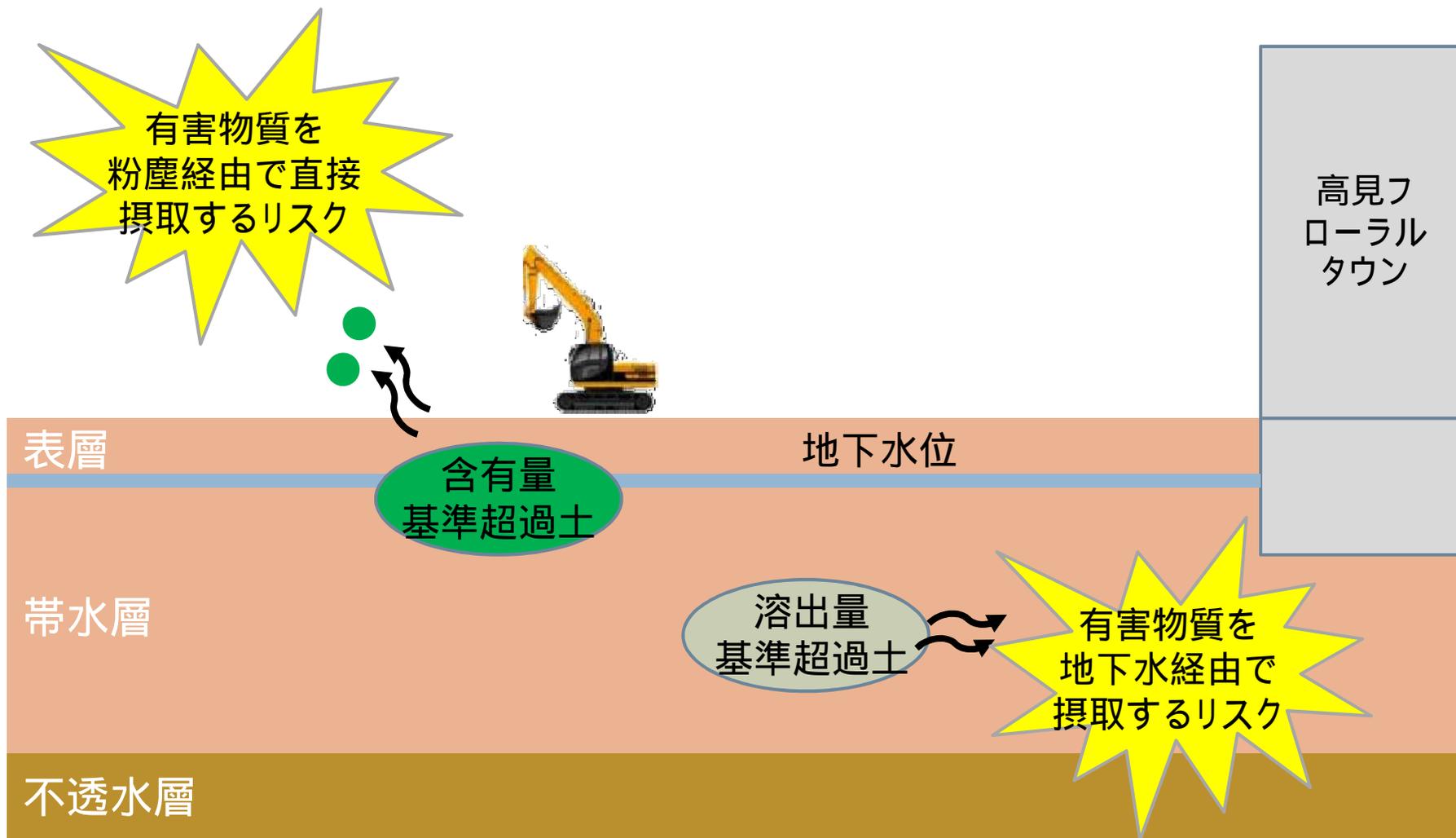


3. 環境対策における本市の標準案

建設工事中に想定される健康被害のリスク



土壤汚染対策法と本市の標準案

● 標準案

事業用地外への特定有害物質の地下水を經由した流出を防止するため、不透水層まで遮水矢板で囲い、地下水を揚水する

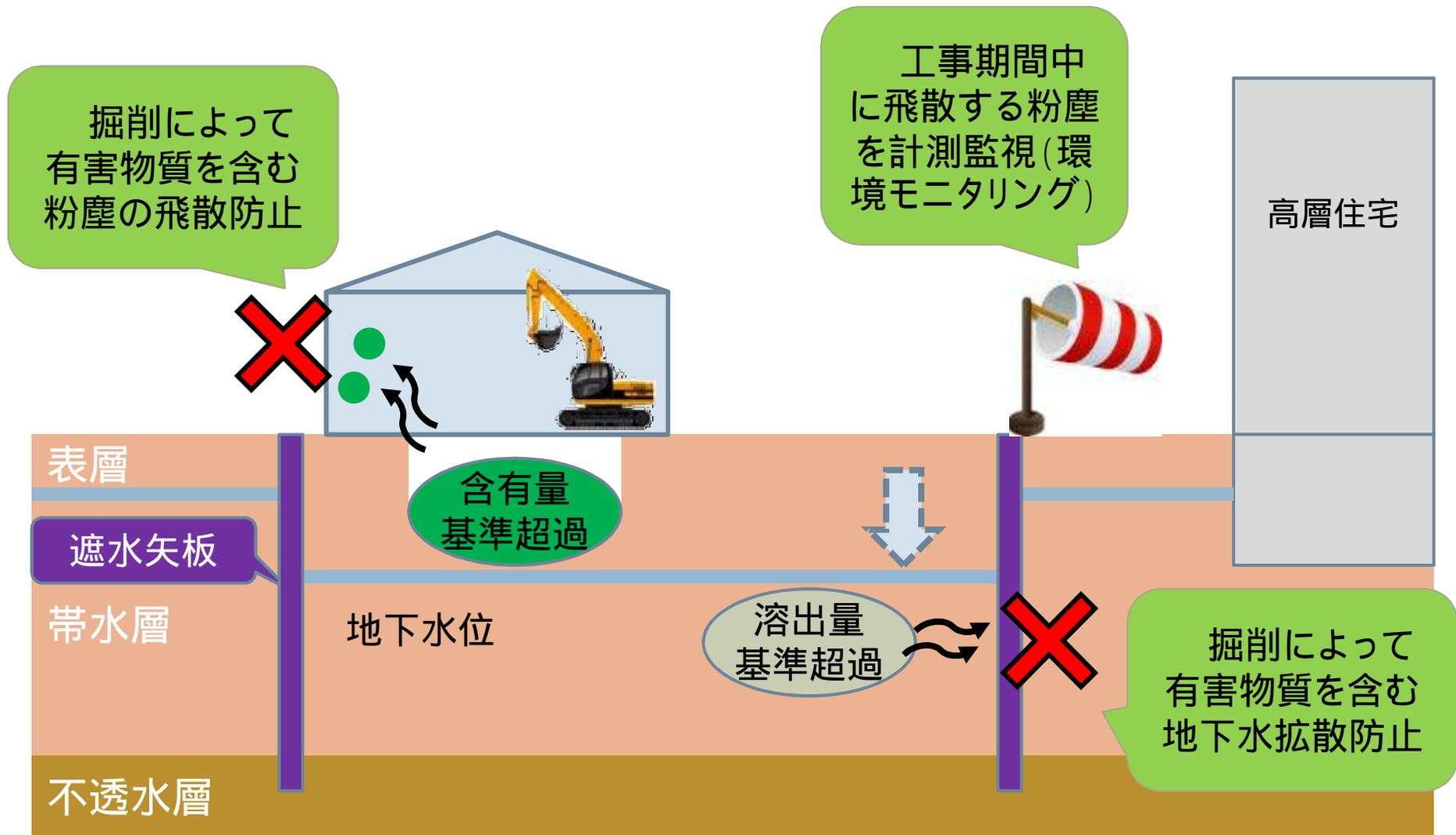
含有量基準不適合土壤を含む区画において、汚染土の掘削時に粉塵の飛散を防止するため、仮設テント等の囲い、汚染土を先行撤去して普通土で置換えを行う

工事期間中に飛散する粉塵量などを計測管理する

(環境モニタリング)

土壤汚染対策法(規則第53条土地の形質の変更の施行方法に関する基準)
基準不適合土壤又は特定有害物質の飛散、揮散又は流出を防止するために必要な措置を講ずること

土壤汚染対策における本市の標準案

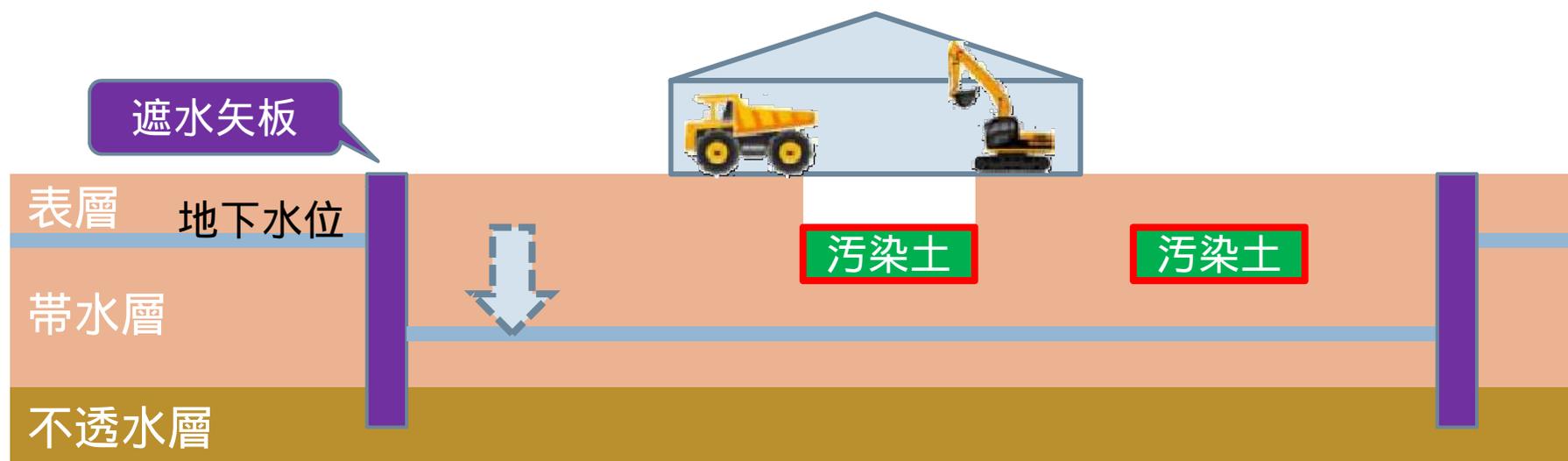


土壤汚染対策における本市の標準案

● 作業手順 (汚染土の先行撤去)

事業用地外への
汚染地下水の拡散防止

含有基準超過汚染土を含
む区画のみテントを設置



遮水矢板の設置

- 事業用地内を遮水矢板で囲む
- 矢板は不透水層まで打設

地下水の揚水

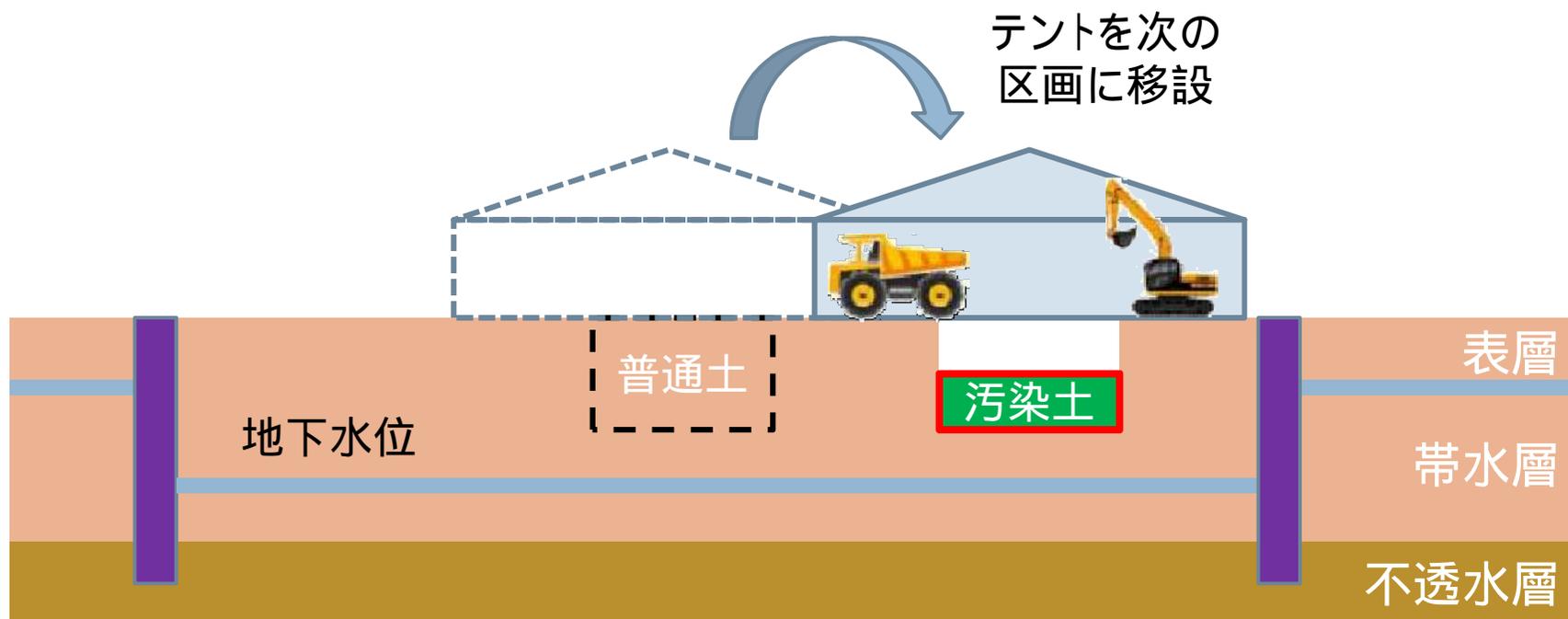
- 矢板内の地下水を揚水
- 地下水は適切に処理して排水

汚染土の掘削

- テントを設置
- テント内で含有量基準超過汚染土を撤去
- テント内は負圧集塵し、排気ガスは

土壤汚染対策における本市の標準案

● 作業手順(汚染土の先行撤去)



汚染土の置換

- 汚染土壌を撤去後、普通土で埋め戻し

テントの移設

- 次の区画にテントを移設

汚染土の掘削・置換

- 含有量基準超過区画の汚染土を全て撤去し、普通土で埋め戻し

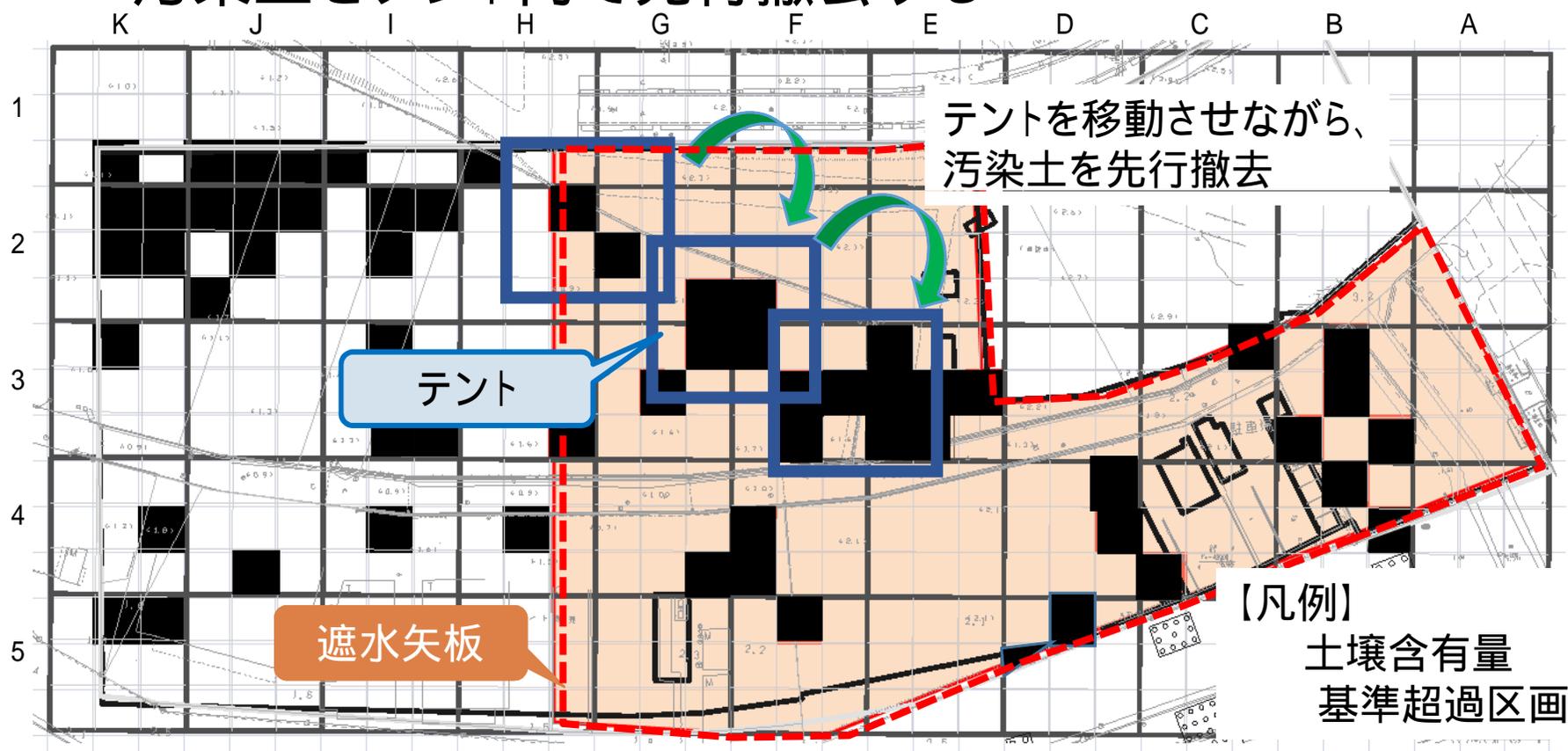
テントの撤去

- テントを撤去後、本体工事に着手

土壌汚染対策における本市の標準案

- 汚染土の先行撤去範囲

含有量基準を超過した汚染土が存在する区画において、
汚染土をテント内で先行撤去する



環境モニタリングにおける本市の標準案

● 測定項目・頻度

	工事前	工事中	工事後
大気質(有害物質)	年4回	年4回	—
大気質(粉塵量)	連続測定 (24時間)	連続測定 (24時間)	—
騒音	年4回	連続測定 (24時間)	年4回
振動	年4回	連続測定 (24時間)	年4回
悪臭	年3回	定期的に巡視	年3回
低周波音	年4回	年4回	年4回
地下水	年4回	年4回	年4回

大気質の有害物質は、土壤汚染対策法などの項目を分析

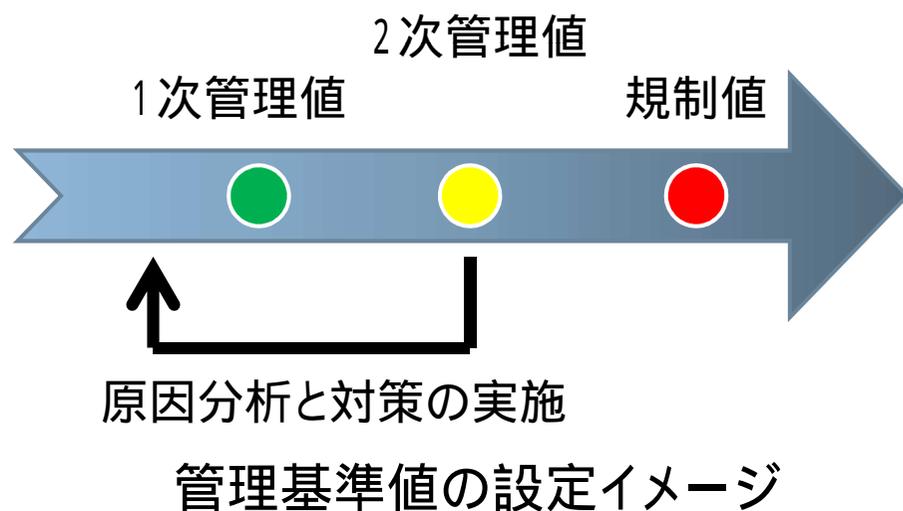
環境モニタリングにおける本市の標準案

● 測定項目及び測定箇所



環境モニタリングにおける本市の標準案

- 管理基準値の設定と施工管理
 - 管理基準値を設定し、規制値の手前で自主管理する
 - 管理基準値は、規制値や工事前の計測結果を踏まえて、設定する



工事期間中の規制(騒音・振動規制法、府条例)

- 騒音に係る特定建設作業
 - 適用: くい打機、バックホウ、ブルドーザーなど
- 振動に係る特定建設作業
 - 適用: くい打機、ブレーカー、ブルドーザーなど
- 規制基準

規制内容	1号区域における 規制基準	2号区域における 規制基準
特定建設作業の場所の敷地境界上における基準値	騒音: 85デシベル 振動: 75デシベル	騒音: 85デシベル 振動: 75デシベル
作業可能時間	午前7時から午後7時	午前6時から午後10時

1号区域: 第1種住居地域、準工業地域など

2号区域: 工業地域のうち1号区域以外の地域など

施設供用後の規制(騒音・振動規制法、府条例)

- 工場・事業場の規制基準
 - 工場・事業所から発生する騒音や振動に対する規制
 - その敷地境界上で規制基準を遵守

区域の区分	朝(午前5時から午前8時)、夕(午後6時から午後9時)	昼間(午前8時から午後6時)	夜間(午後9時から翌日午前5時)
準工業地域	騒音:60デシベル 振動:65デシベル	騒音:65デシベル 振動:65デシベル	騒音:55デシベル 振動:60デシベル
第1種住居地域	騒音:50デシベル 振動:60デシベル	騒音:55デシベル 振動:60デシベル	騒音:45デシベル 振動:55デシベル

おわりに

- 今後とも、住民の皆様と継続的に対話を進めてまいります。
- ご清聴ありがとうございました。

